

教員免許更新制の発展的解消と免許状が失効している場合の必要な手続きについて

1. 概要

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、令和4年7月1日から、教員免許更新制は解消されました。

令和4年7月1日以降に授与される普通免許状及び特別免許状は有効期間の定めはありません。また、令和4年7月1日時点で有効な普通免許状及び特別免許状(休眠状態※を含む)は、手続きなく有効期限のない免許状となりました。

※休眠状態…平成21年3月31日以前に教員免許状を授与された方が、教員免許状を必要としない職に就いていたため、更新の手続きを行わずに有効期限を経過し、効力が一時的に停止(休眠)した状態にあること。

2. 令和4年7月1日以降の免許状の有効性等の確認方法

令和4年6月30日以前に授与された免許状の有効性等の確認は、**別添1**のフローチャートで行ってください。

(1) フローチャートの結果、所有している免許状が全て「有効」だった場合(休眠状態からの回復含む)
何の手続きをすることなく、このまま教員として勤務することができます。

(2) フローチャートの結果、所有している免許状が全て「失効」していた場合

このままでは、教員として勤務することはできません。下記3の手続きを終え、採用日までに有効な免許状の授与を受ける必要があります。

3. 所有している免許状が全て失効していた場合の必要な手続きについて(詳細は、**別添2**参照)

◎必ず、下記学校人事課 教員免許制度班へ電話連絡後、必要な手続きを行ってください。

(1) 旧免許状所持者が期限切れ失効となった場合

- ① 更新期限(修了確認期限)時点の勤務地が所在する都道府県教育委員会の教員免許担当課に連絡し、所有する全ての免許状を返納する。(既に返納した方は除く)
- ② 所有していた免許状の授与権者である都道府県教育委員会(もしくは現在の居住地の都道府県教育委員会)に授与申請を行う。

(2) 新免許状所持者が期限切れ失効となった場合

- ① 所有していた免許状の授与権者である都道府県教育委員会(もしくは現在の居住地の都道府県教育委員会)に授与申請を行う。

(3) 熊本県に授与申請を行う場合の注意点

- ① 必要書類については、熊本県教育委員会のホームページを確認すること。
- ② 原則、授与申請は令和7年1月末までに終えるようにすること。(免許状の発行に30日~45日程度かかります。)

【問合せ先】

熊本県教育庁教育総務局学校人事課 教員免許制度班
TEL : 096-333-2691
FAX : 096-383-3915